

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月2日
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金丸 勲
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 金丸 勲は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、主に当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。また、その他の連結子会社6社及び持分法適用会社については金額的及び質的影響の重要性を鑑み、項目に応じ必要と判断された事項を全社的な内部統制の評価範囲に含めております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの営業収益の概ね2/3に達している事業拠点として、連結子会社 트레이ダーズ証券株式会社及び株式会社 ZE エナジー（以下、「ZE エナジー」といいます。）を「重要な事業拠点」に選定しております。

また、重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、トレーディング収益、顧客分別金信託、外国為替差入証拠金、外国為替受入証拠金、完成工事高、完成工事原価、完成工事未収入金、棚卸資産及び仕掛品を抽出し、これらの勘定科目に至る業務プロセスである「外国為替取引（『みんなのFX』）の業務プロセス」及び「バイオマスガス化発電プラント事業の業務プロセス」を評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目（金額的重要性があり、かつ質的重要性がある勘定科目）に係る業務プロセスについて、決算・財務報告プロセスの中で評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社は、平成30年6月14日付「外部調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が平成27年12月1日に実施したZEエナジーを完全子会社とする株式交換に関するのれんの減損損失計上の時期・内容の妥当性、『安曇野バイオマスエネルギーセンター』の契約解除に伴い撤去した材料貯蔵品の資産性に関する評価の妥当性、工事進行基準の適用に関する妥当性及び完成工事補償引当金計上に関する適正性などに係る会計上の誤謬並びに当社有価証券報告書における関連当事者との取引に係る開示の適切性について、外部の専門家により構成される外部調査委員会による調査を進めてまいりました。その結果、本日付「外部調査委員会の調査報告書（中間）公表と今後の対応に関するお知らせ」にも記載のとおり、外部調査委員会から、当事業年度の会計処理において、のれんの減損損失計上の時期及び減損金額、契約解除に伴い撤去した材料貯蔵品の評価額等の会計処理について誤謬があったこと等が報告されました。

外部調査委員会の調査結果を受け、当社では、これらの会計上の誤謬の修正が必要であると判断し、平成29年3月期以降の決算を修正し、平成29年3月期有価証券報告書並びに平成30年3月期第1四半期、第2四半期及び第3四半期の四半期報告書に係る訂正報告書等を提出いたしました。併せて、平成25年3月期から平成28年3月期の有価証券報告書について訂正報告書を提出しております。

上記の会計処理において会計上の誤謬が生じた主な要因は、当社の子会社管理が必ずしも子会社の事業特性に応じた十全なものとなっていなかった中で、当社の経営陣・財務部門が当社子会社であるZEエナジーで発生した契約解除という非定型的な事象が当社グループの連結決算・財務報告に及ぼす影響について適時適切に判断できなかったこと、ZEエナジーによる材料貯蔵品の評価の妥当性に関する同社経営陣及び当社財務部門等による確認・牽制が十分に機能しなかったことにあります。

以上のことから、当社における全社的な内部統制及び決算・財務プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記事実は当事業年度末日後に確定したため、当該財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

なお、連結決算手続の中で特定した必要な修正事項は、適切に修正しております。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、外部調査委員会の調査報告書に示された原因分析等を踏まえ、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正に向けた方針及び以下の項目を中心とする再発防止策を策定し、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

財務会計の専門性の高い最高財務責任者（CFO）の選任、外部専門家の活用等、当社財務部門の体制強化
事業の特性に応じた適切な子会社管理の実施
ZEエナジーにおける業務プロセスのモニタリング機能及び経理担当部署の強化
内部統制評価実務を担う内部監査部門の強化

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。